

大綱 1. スリムで質の高い行政運営を目指して

人口が減少し、少子・超高齢者社会の厳しい財政状況の中で、スリムで質の高い行政運営が求められています。そこで、今回は、これまでに導入した行政運営システムのうち、行政評価システムと指定管理者制度について、検証させていただきます。

(1) 行政評価システムについて

我孫子市の行政評価は、平成 14 年度から導入され、現在、市の全ての事業に対する事業評価と施策評価を行っています。

行政評価の目的は、1. 行政活動の目的・達成目標の明確化、2. 客観的な検証に基づく行政運営、3. 情報の共有化、4. 職員の意識改革ですが、ここでは、行政活動が客観的な検証に基づいて運営されているかという観点でお尋ねしたいと思います。

ア. 評価と改善と予算の関連について

行政評価では、Plan（計画を立てる）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）という PDCA サイクルを回すことで事業等を継続的に改善していきます。

しかし、このシステムを十分に機能させるためには、事業等の目的や達成目標を明確にしておくことが重要です。また、評価する場合は、達成目標に基づいて期待した成果を客観的に検証することが原則です。

特に、目標が達成しなかった場合は、まず、何が原因か究明し、より良い改善策を考え、事務事業評価表に改善策を示し、それに見合った予算要求をすべきだと考えます。この一連の流れが PDCA サイクルを回すことだと思います。

しかし、実際は、予算決定後に事後評価が行われるため、予算審査の時点で評価表の事後評価欄は何も記入されておらず、次年度、何故、事業内容は同じなのに大幅に目標値だけを下げたのか、予算を減額したのか等、見直しの根拠が分かりません。

行政評価本来の目的である事業を実施した結果を客観的に評価し、事業の改善につなげ、予算に反映させる。この一連の過程の情報をどのようにすれば共有できるのか、市のお考えをお聞かせください。

また、事後評価を予算編成前に行うことは難しいと思いますが、年度途中で次年度予算編成の根拠となる中間評価を行い、その結果を評価表に記入して、評価と改善と予算の関連が分かるようにすべきではないでしょうか。

イ. 評価結果をどのように改善につなげていくのか？

行政評価では、事業等の目的や期待する成果を達成目標としてできるだけ数値化して設定します。そして、評価する場合は、まず目標値をクリアできたかが問われます。

特に、目標が達成できなかった場合、何が原因か究明し、事業の改善につなげていくのが行政評価の役割だと思いますが、評価結果をどのように事務事業の改善につなげていくのか、具体的にお聞かせください。

また、期待すべき成果が達成できなかった場合、客観的な二一ス把握や原因究明、そして、事業内容の見直し等、改善努力もなしに安易に目標値だけ下げるなど、あってはならないと考えます。

必要な事業であれば、改善努力なくして行政評価を実施する意味がありません。評価結果を適切に事業の改善につなげているか、どこでチェックするのでしょうか。

(2) 指定管理者制度の導入にかかわる問題について

我孫子市では、平成18年から指定管理者制度を導入し、現在、7施設で指定管理者が管理運営を行っています。(また、今議会で提案されている「水の館」内の農業拠点施設を管理する指定管理者の指定の議案が可決されれば、平成29年度には8施設で指定管理者による管理が行われることとなります。)

そもそも、指定管理者導入の目的は、公共施設の管理に民間のノウハウや活力を活用することで公共サービスの向上を図るとともに経費削減等に繋げることですが、最近、問題も指摘されるようになりました。

近隣の佐倉市では指定管理者の指定に関する7つの議案の内、4つの議案が否決されるという事態も起きています。そこで、指定管理者制度導入にかかわる問題について、お尋ねします。

ア. 指定管理者導入の判断

最近、厳しい財政状況や国のトップランナー方式の導入を背景に、各地の公共施設で指定管理者導入が相次いでいます。

市の指定管理者導入指針には、導入の検討にあたっての判断基準として、1. 施設の利用促進が期待できるもの、2. 利用者のサービス向上が期待できるもの、3. 管理運営コストが期待できるもの、4. 行政以外に同じようなサービスを提供できる民間事業者等が存在することの4点が示されています。

この判断基準に基づいて、誰がどのように指定管理者の導入を判断するのか、導入方針の決定までのプロセスをお聞かせください。

イ. 指定管理者の候補者選定について

最近、一番問題視されている点は、指定管理者導入が利用者のサービス向上に本当に繋がるかという点だと思います。そもそも公共施設の設置目的は、住民サービスの向上のためであり、管理コストの削減が主目的の指定管理者導入では、施設を設置した意味がないとの指摘です。

選考基準にある「施設の効用を最大限に発揮すること」と「管理経費の縮減を図ること」の二つのバランスをどのようにとっていくか、大きな課題です。

特に、市民活動ステーションのように、施設の設置目的がソフト事業を中心とした施設では、「管理経費の縮減」よりも「施設の効用を最大限に発揮する事業計画書」にウエイトを置いて選定にしなければ施設の設置目的が果たせません。

具体的な評価項目や選考基準は、施設の特性や設置目的を踏まえて、施設ごとに設定することになっていますが、“安かろう悪かろう”にならないような指定管理者の選定について、お考えをお聞かせください。

ウ. 指定管理者の候補者の公募によらない選定について

指定管理者導入指針の一部が改正され、公募によらない選定の条件が示されました。指定管理者の候補者の選定は公募が原則であり、公募によらない選定をする場合には選考委員会の意見を

聞くことになっています。

しかし、非公募の場合の標準的フローをみると、最初に庁内だけで導入方針が決定され、その後で、「選考委員会委員から非公募の理由に関する意見を聴取する。」ことになっています。この一連の流れでは、選考委員からの意見聴取は形式的な意見聴取となってしまいます。

以前、いみじくも、総務課長が、市が一方的に行政の考え方の中だけで、公募によらないということを一蹴で選考委員会に持っていき、一度は民間の方が入ったところで意見を聞いて、そこで、どうなんだろうかという意見が多数を占めた場合は、行政側として考えが変わる可能性もあると思うと発言していましたが、まさに、その通りだと思います。

庁内だけで非公募の方針を決定する前に、選考委員会を設置するか、或いは、何らかの方法で、非公募が適当であるかどうかの意見を聴取すべきではないでしょうか。